

1 8 陳 情 第 8 号	都区制度改革に関する陳情
付 託 委 員 会	地方分権・行政改革特別委員会
受理及び付託 年 月 日	平成18年2月16日受理、平成18年2月24日付託
陳 情 者	東京都新宿区西新宿 _____ _____

（ 要 旨 ）

「行財政改革の新たな指針」を具体化するにあたっては、23区などの関係機関の意見を取り入れた上で、慎重に検討するよう東京都に対して意見書を提出すること。

（ 理 由 ）

2005年11月東京都は、「行財政改革の新たな指針」を発表し、その中で地方自治制度の改善の方向として、現行の23区ではない、二層制を前提とした都区制度の抜本的見直しの検討を進めることを明らかにしました。

この「指針」では、大都市経営の総合性・一体性を強調し、「大都市の区域に基礎的自治体を複数認めた上で、広域的自治体は、広域的行政課題の解決に特化すると、その中間に一体的な大都市経営の主体が必要となる。この場合、地方自治組織は三層制となるが、簡素・効率性の観点から不適切」と述べています。そして、特別区が大都市経営の主体となるためには、23区の合併を示唆する「核となる地域」や東京市の復活につながる「大都市」を提示しています。その結果、23区の基礎自治体としての役割を否定し、市町村合併推進のために過渡的に設けられた「地域自治組織」へと転換し、東京都への集権を示唆しています。

一方、特別区制度調査会は10月、「東京における新たな自治制度を目指して一都区制度の転換」の報告で、東京大都市地域における広域自治体と基礎自治体の再構築の必要性から、新たな基礎自治体のイメージを提示しています。この「報告」では、シナリオ1として、「東京市連合機構」（仮称）、または、「共同維持機構」（仮称）を提示し、シナリオ2として23区を一般の「市」とし、共同処理の方策を検討するよう提示しています。

23区は、戦後自治権拡充をめざして幾多の壁を乗り越えてきました。東京都の内部団体から基礎自治体としての内容を充実しつつあります。2005年10月には、特別区制度調査会が前述の報告をおこないました。東京大都市地域における広域自治体と基礎自治体の再構築の必要性から、新たな基礎自治体のイメージを提示し、区民に議論を呼びかけています。

23区は、区民の生活水準の向上をめざし、憲法で保障する生存権を確保して、区民の生活を守る砦としての役割を果たす基礎自治体であるべきだと私たちは考えています。

18 陳情第 8 号

さらに、さまざまな行政課題を実施するにあたっては、自治体や議会の意見はもとより、パブリックコメントなど都民の意見も充分聴取した上で施策を決定する時代です。

以上の趣旨をふまえて、東京都に対して意見書を提出されるよう陳情します。